

滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例および滋賀県職員の分限に関する条例  
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 49 号) の施行に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例 (大正 12 年滋賀県令第 29 号) および滋賀県職員の分限に関する条例 (昭和 31 年滋賀県条例第 31 号) の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例の一部改正

退隠料および増加退隠料の受給者が 3 年以下の懲役または禁錮の刑に処せられ刑の一部の執行の猶予を受けた場合における当該退隠料および増加退隠料ならびに扶助料受給者が 3 年以下の懲役または禁錮の刑に処せられ刑の一部の執行の猶予を受けた場合における当該扶助料について、刑の執行中は支給を停止することとし、刑の一部の執行猶予中は支給することとします。また、刑の一部の執行の猶予が取り消されたときは、支給を停止することとします。(第 1 条による改正後の第 18 条および第 25 条関係)

(2) 滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正

公務執行中の過失による事故等に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員の失職の例外規定について、刑の全部の執行を猶予された職員に限ることとします。(第 2 条による改正後の第 9 条関係)

(3) この条例は、平成 28 年 6 月 18 日までの間において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県職員退職料および扶助料支給条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>第18条 退職料及ビ増加退職料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>②および③ 省略</p>	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>第18条 退職料及ビ増加退職料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>②および③ 省略</p>
<p>第25条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄其ノ支給ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス</p> <p>② 省略</p> <p>以下 省略</p>	<p>第25条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄其ノ支給ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス</p> <p>② 省略</p> <p>以下 省略</p>

2

滋賀県職員の分限に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第8条 省略 (失職の例外)</p> <p>第9条 任命権者は、公務執行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</p> <p>第10条 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (失職の例外)</p> <p>第9条 任命権者は、公務執行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</p> <p>第10条 省略</p>